

美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画の修正に伴う関係自治体との協議の開始について

2021年6月4日
 関西電力株式会社

当社は、毎年、原子力災害対策特別措置法^{※1}（以下、「原災法」という）に基づき、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画^{※2}（以下、「防災業務計画」という）の見直しを検討しており、本日から、関係自治体との協議を開始しますので、お知らせいたします。

1. 協議対象の関係自治体

	美浜発電所 防災業務計画	高浜発電所 防災業務計画	大飯発電所 防災業務計画
所在都道府県	福井県	福井県	福井県
所在市町村	美浜町	高浜町	おおい町
関係周辺都道府県	滋賀県 岐阜県	京都府 滋賀県	京都府 滋賀県

2. 防災業務計画の主な修正事項

- ・原子力災害時における原子力事業者間協力協定^{※3}の見直しに伴う派遣要員の増員の反映
- ・社内組織改正に伴う役職等の見直しの反映 等

3. 防災業務計画の修正予定日

2021年8月27日

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

1999年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえ国の対策本部の強化等を行うために、2012年6月に改正された。

※2：原子力事業者防災業務計画

原災法第7条に、原子力事業者は防災業務計画を作成すること、および、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

※3：原子力災害時における原子力事業者間協力協定

2000年6月に原子力事業者12社間で締結した協定。原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止および復旧対策に努め、原子力事業者としての責務を全うすることを目的としている。

[締結社：北海道電力、東北電力、東京電力HD、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃]

以 上